

蕨戸田衛生センターの火災に伴う 蕨・戸田市の一般廃棄物の受入及び処理開始について

令和 7 年 7 月 12 日（土）、埼玉県戸田市に所在する「蕨戸田衛生センター」の粗大ごみ処理施設で発生した火災の影響で電気設備に損傷が生じ、ごみ焼却施設での受入、処理が停止しており、埼玉県内での受入調整も困難な状況となっています。

このことを受け、先般、埼玉県より、蕨戸田衛生センターの粗大ごみ処理施設火災に伴う広域処理の協力依頼があったため、下記のとおり特別区における蕨市及び戸田市の一般廃棄物受入処理を開始するとともに、東京都における処理後の焼却灰受入を実施することとしましたのでお知らせします。

記

1. 受入内容

(1) 廃棄物の種類・想定処理量

一般ごみ（可燃ごみ）・1 日最大 70 トン程度を想定

(2) 処理を行う清掃工場

東京二十三区清掃一部事務組合所管の清掃工場（蕨市及び戸田市近隣に所在する工場）

(3) 処理後の焼却灰

東京都の中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で受入

2. 受入期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から当面の間



特別区の清掃工場における蕨市及び戸田市のごみ搬入の様子（令和 7 年 8 月 4 日（月））

○ 特別区長会

東京 23 区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

会 長：吉住 健一（新宿区長）

事務局：特別区長会事務局（千代田区飯田橋 3－5－1 東京区政会館 19 階）

※ なお、特別区は平成 13 年 6 月から全国市長会に加入している。

<問い合わせ先>

一般ごみの受入について：特別区長会事務局 環境衛生担当

電話 03-5210-9560（直通）

焼却灰の受入について：東京都環境局資源循環推進部 一般廃棄物対策課

電話 03-5388-3581（直通）